

▶方法2 「所得月額計算表」

判定基準	一般世帯の収入基準	15万8千円	≥	下表で計算した <b>D</b>
	裁量階層世帯の収入基準 (9ページ③参照)	21万4千円		

所得	入居しようとする方全員の所得合計額（詳細は、12～15ページを参照）		<b>A</b>	円
所得控除額	一般控除	同居親族控除 申込者本人と一緒に県営住宅に入居しようとする配偶者及び親族 <b>【38万円 × ___人＝】</b>	a	円
		同居していない親族控除 県営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族の方（詳細は、15ページの3をご覧ください。） <b>【38万円 × ___人＝】</b>	b	円
	老人控除	老人控除対象配偶者控除 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の方 <b>【10万円 × ___人＝】</b>	c	円
		老人扶養親族控除 扶養親族のうち70歳以上の方 <b>【10万円 × ___人＝】</b>	d	円
		特定扶養親族 16歳以上23歳未満の扶養親族(控除対象配偶者は除く) <b>【25万円 × ___人＝】</b>	e	円
	障害者控除	障がい者控除 特別障がい者 身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、重度の知的障がい者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者 他（障がい者控除との重複は不可） <b>【40万円 × ___人＝】</b>	f	円
		障がい者控除 障がい者 身体障害者手帳3から6級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者、上記の知的障がい者以外の知的障がい者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症所持者 他 <b>【27万円 × ___人＝】</b>	g	円
	寡婦控除	寡婦控除 申込者本人あるいは同居親族で次の方 ①夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない方で、扶養親族又は所得金額の合計が38万円以下の生計を一にする子を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、その年の所得金額の合計が500万円以下の方 <b>【( )円 × ___人＝】</b> ※所得金額が27万円未満の場合は、その所得金額。 27万円以上は27万円	h	円
		寡夫控除 申込者本人あるいは同居親族で次の方 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死が明らかでない方で、所得金額の合計が38万円以下である子を有し、かつその年の合計所得金額が500万円以下の方 <b>【( )円 × ___人＝】</b> ※所得金額が27万円未満の場合は、その所得金額。 27万円以上は27万円	i	円
	所得控除額の計			<b>B</b>
<b>A</b> - <b>B</b> =			<b>C</b>	円
<b>C</b> ÷ 12月 =			<b>D</b>	円

**A**の求め方

**手順1 ▲まず、「年間総収入金額」を算出しましょう。**

県営住宅に入居しようとする方のそれぞれの「収入の種類」と「勤務・事業・日雇の状態」に応じた計算方法に従い、「全員」の年間総収入金額を算出して下さい。

種類	勤務・事業・日雇の状態	計算対象となる期間及び金額
給 与 収 入	現在の勤務先に平成 年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込み時）まで勤務しているとき	平成 年1月1日から12月31日までの年間総収入金額
	現在の勤務先に平成 年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき	申込み月の前月までの1年間の総収入金額
	現在の勤務先に就職し、現在まで1年たっていないとき	勤務した月の翌月から申込み月の前月までの総収入金額から算出される推定年間総収入金額  $\frac{\text{勤務した月の翌月から申込み月までの総収入（ボーナス除く）}}{\text{上記期間の月数}} \times 12 \text{月}$ + ボーナス（支給分のみ） = 年間総収入金額（推定）
	上記の3つの区分のうち休職した月があったとき	$\frac{\text{収入（休職した月を除く）} - \text{ボーナス}}{\text{働いた月数}} \times 12 \text{月}$ + ボーナス（支給分のみ） = 年間総収入金額（推定）
	現在の勤務先に就職してから1か月経過しておらず、給与を支給されていないとき	（基本給+諸手当）×12月 = 年間総収入金額（推定）
	事業専従者の方	平成 年分所得税の確定申告書に記載予定の専従者給与額
年金収入	年金・恩給を受けている方	平成 年1月1日から平成 年12月31日までの支給額
事 業 収 入	平成 年1月1日以前から申込み現在まで同じ事業を営んでいる方	平成 年中所得金額（売上等から必要経費等差し引いた額）
	平成 年 月 日以降に現在営んでいる事業を始めた方	申込み月の前月までの1年間の所得金額（売上等から必要経費等を差し引いた額） $\frac{\text{営業した月数}}{\text{営業した月数}} \times 12 \text{月}$ = 年間総所得金額（推定）
	現在営んでいる事業を始めた方で、現在まで1年たっていないとき	$\frac{\text{事業を始めてから申込み月の前月までの総売上額} - \text{必要経費}}{\text{営業事業を始めてから申込み月の前月までの月数}} \times 12 \text{月}$ = 年間総所得金額（推定）

手順2 ▲次に、手順1で算出した「収入」を種類ごとに、「所得」に換算しましょう。

◆給与所得の場合

年間総収入金額 ア	年間総所得金額	
～ 650,999 円		0 円
651,000 ～ 1,618,999 円	ア - 650,000	左記の計算額 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円		969,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円		970,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円		972,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円		974,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	イ × 2.4 左記の計算額 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	イ × 2.8 - 180,000 左記の計算額 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	イ × 3.2 - 540,000 左記の計算額 円
6,600,000 ～ 9,999,999 円	ア × 0.9 - 1,200,000	左記の計算額 円
10,000,000 円～	ア × 0.95 - 1,700,000	左記の計算額 円

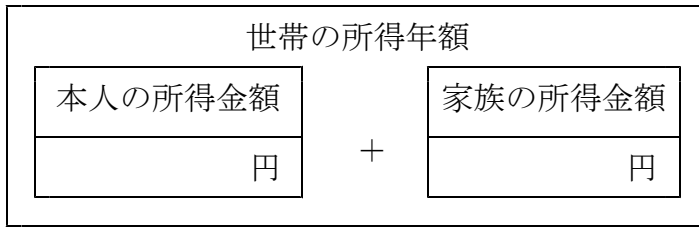
◆事業所得等の場合

仕事を始めた時期	年間総所得金額
平成 年1月1日以前から現在まで、同じ事業等を引き続き営業している方	平成 年中の年間総所得金額 (平成 年分の所得税の確定申告書控の所得金額、市町村・県民税の課税の基礎となった総所得金額で確認)
平成 年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から申込みの前月末までで12か月以上上っている方	開業等をした月の翌月から12か月分の総所得金額 (所得金額 = 収入金額 - 必要経費)
平成 年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から申込みの前月末までで12か月未満の方	事業等で得た所得 (収入金額 - 必要経費) × 12 = 年間総所得金額 (推定) 就業月数 (開業の翌月～申込みの前月)

◆公的年金等の場合

受給者の年齢	年間総収入金額 ア	年間総所得金額
65歳以上の方	330万円未満	ア - 1,200,000 円 左記の計算額 円
	330万円以上 410万円未満	(ア × 0.75) - 375,000 円 左記の計算額 円
	410万円以上 770万円未満	(ア × 0.85) - 785,000 円 左記の計算額 円
	770万円以上	(ア × 0.95) - 1,555,000 円 左記の計算額 円
65歳未満の方	130万円未満	ア - 700,000 円 左記の計算額 円
	130万円以上 410万円未満	(ア × 0.75) - 375,000 円 左記の計算額 円
	410万円以上 770万円未満	(ア × 0.85) - 785,000 円 左記の計算額 円
	770万円以上	(ア × 0.95) - 1,555,000 円 左記の計算額 円

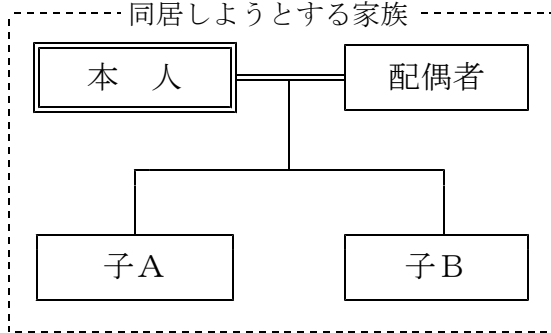
手順3 ▲手順2で換算した全員の所得を合算しましょう。



= 11ページ表中のAとなります。

【参考】所得月額（政令月収）の計算例

▶例1



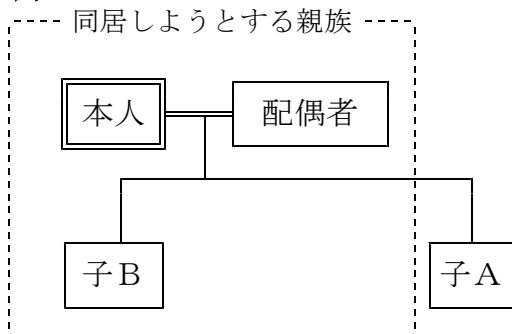
- ※1 入居者（入居名義人）は、本人とする。
- ※2 本人は、49歳で、収入金額は3,590,000円で、その所得金額は、2,331,600円とする。
- ※3 配偶者は46歳で、収入金額は1,200,000円で、その所得金額は、550,000円とする。（従って、控除対象配偶者には当たらない。）
- ※4 子Aは10歳、子Bは7歳で、本人の扶養親族である。

- 1 合計所得金額
 

本人分	2,331,600円
配偶者分	550,000円
2,881,600円	
- 2 控除額  
同居者が3人であるから、380,000円×3人=1,140,000円
- 3 所得月額（政令月収）  

$$\frac{2,881,600 - 1,140,000}{12} = 145,133円$$
 （小数点以下切り捨て）  
 （ 所得月額 ）

▶例2



- ※1 入居者（入居名義人）は、本人とする。
- ※2 本人は、65歳で、収入金額は3,400,000円で、その所得金額は、2,200,000円とする。
- ※3 配偶者は62歳で、収入金額は2,000,000円で、その所得金額は、1,220,000円とする。（従って、控除対象配偶者には当たらない。）
- ※4 子Aは20歳、子Bは15歳で、本人の扶養親族であり、うち、子Aは、別居中である。
- ※5 子Bは、身体障害者3級である。

- 1 合計所得金額
 

本人分	2,200,000円
配偶者分	1,220,000円
3,420,000円	
- 2 控除額
 

同居者が2人であるから、	380,000円×2人=	760,000円
遠隔地扶養者が1人であるから、	380,000円×1人=	380,000円
子Aが特定扶養親族であるから、	250,000円×1人=	250,000円
子Bが身体障害者3級であるから、	270,000円×1人=	270,000円
		1,660,000円
- 3 所得月額（政令月収）  

$$\frac{3,420,000 - 1,660,000}{12} = 146,666円$$
 （小数点以下切り捨て）  
 （ 所得月額 ）

◆所得月額（政令月収）を計算する際の注意事項◆

1 計算の対象となる収入の種類

- ① 給与等による収入  
給料、賃金、ボーナス、その他の手当等で課税対象となるもの。例えば、会社員、店員、日雇い労働者、アルバイト、パート、事業専従者などの方が得る収入です。
- ② 年金等による収入  
国民年金、厚生年金、共済年金、生命保険の年金、互助年金等で課税対象となるもの。
- ③ 事業等による収入  
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等で課税の対象となるもの。例えば、自営業、保険の外交員、ピアノの教師などの方が得る収入です。

2 収入として扱わないもの

- ① 遺族及び障がい支給事由とする年金
- ② 雇用保険の各種給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、仕送り、退職金等の一時的な収入等
- ③ 過去に収入があっても現在無職の場合

3 対象となる家族数について

生計を一にする家族数とし、次の式により計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{\text{申込者本人}} & + & \boxed{\text{同居親族数}} & + & \boxed{\text{遠隔地扶養者数}} & = & \boxed{\text{家族数}} \\ \text{( ) 人} & & \text{( ) 人} & & \text{( ) 人} & & \text{( ) 人} \end{array}$$

▶ 出産する予定であっても、申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数には含みません。

▶ 「遠隔地扶養者数」とは、県営住宅に入居はしないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。例えば、「離れて住んでいる親・子供などの療養費・生活費・学資金等を負担し、扶養しているような場合」です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。単に、仕送りしているだけでは、扶養親族にならない場合が多いですので、注意してください。

4 その他

① 世帯の総収入は、「入居する方全員」の所得金額を合算します。例えば、次のような場合をいいます。

▶ 所得のある人が、2人以上いる場合  
例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事を持っている場合が該当します。

▶ 1人で2種類以上の所得を得ている場合  
例えば、給与と課税対象の年金の両方を得ている場合、自営業と会社勤めの両方の収入を得ている場合が該当します。

② 転職・復職者については、前の職による所得は除き、現在の職での収入を年間の収入に再計算し直します。この際、転職・復職した月の翌月の収入から計算することとします。

③ 「収入」と「所得」は、異なります。  
給与所得者については、「年間収入」から「給与所得控除額」を控除したものが「給与所得」となります。「給与所得控除額」は、所得税法で定められており、年間収入の額に応じて変動します。  
また、自営業の方は、総収入から必要経費を控除した残額が「事業所得」となります。